

Q9. 見学実習について

① 見学実習先を手配してもらえますか？

- ① 都内の住所地又は勤務地の区市町村で実習先の手配を行います。ただし、見学実習先の受入れ枠には限りがあるため、受入れ枠を超過した申込みがあった場合は抽選となります。

② 見学実習を自分で確保してもいいですか？

- ② 申込時点で以下の条件（a～c）を満たす保育事業所であればご自身で確保できます。

a. 都内に所在のある事業所で行うこと。

b. 見学実習先が以下の事業形態であること。

・小規模保育・家庭的保育（国制度）・事業所内保育

・認可保育所（0～2歳児クラス）・認定こども園（0～2歳児クラス）

c. 見学実習を希望する事業所が受入れを承諾し、「見学実習受入同意書」を提出すること

③ 見学実習を自分の勤務先で行えますか？

- ③ 出来ません。ただし、勤務先の法人が経営する他の事業所の対象施設での見学実習は可能です。

④ 「ご自身で確保する保育事業所」で見学実習を行いたいので、見学実習の内容等を保育

事業所に説明してくれますか？

④ 財団が個別に見学実習先に見学実習について説明は行っていません。受講希望者ご自身でご説明をお願いします。※その際、当財団 HP の「見学実習受入事業所の方へ」を参考にしてください。

⑤ 見学実習にあたり必要な検診等を教えてください。

⑤ 必要となる検査等は各区市町村が指定します。詳細は受講決定後に申込者ご本人へお知らせします。